【号外】全戸配布版 第６報

ウキカラ

令和８年 11 月 13 日発行

発災から３カ月が過ぎた今も、市では、全国の自治体から派遣された多くの応援職員にご支援いただきながら、仮設住宅の整備と入居、公費解体、営農や事業の再開に向けたなりわい支援に注力し、生活再建と復旧に向けた取り組みを進めています。また、被災された皆さまの生活再建を後押しするため、義援金の配分も開始します。

市民の皆さまが少しでも先の見通しを持ち、安心して暮らしを立て直せるよう、「誰一人取り残さない生活再建支援」に努めてまいります。今後も必要な情報を速やかに、かつ正確にお届けできるよう、引き続き情報発信に力を注いでまいります。

宇城市長 末松直洋

※携帯電話などから電話をかけるときは市外局番（0964）を付けてください

一般 全国から寄せられた 災害義援金を配分します

問 義援金コールセンター
☎ 27-7383
（平日 8:30 ～ 18:00）

対象　次のいずれかに該当する人・世帯

①住家被害
- 罹災（りさい）証明書の交付を受けた世帯の世帯主

※対象世帯には、順次通知文と申請書を発送します。

②人的被害
- 死亡した人の遺族
- １カ月以上の治療を要する重傷を負った人

必要書類

①住家被害
- 義援金申請書
- 本人確認書類の写し
- 通帳またはキャッシュカードの写し

②人的被害

義援金コールセンターに問い合わせてください。

配分方法　口座振込

※振込先の口座が世帯主名義以外の場合は、委任状が必要。

申請方法
- オンライン
- 郵送　宇城市役所社会福祉課（〒 869-0592 松橋町大野 85 番地）
- 窓口　市役所新館１階第４会議室

配分額

住家被害（１世帯当たり）	配分元	
	県	市
全壊	1,000,000 円	52,000 円
大規模半壊	750,000 円	39,000 円
中規模半壊	500,000 円	26,000 円
半壊	300,000 円	15,000 円
準半壊	100,000 円	5,000 円
一部損壊	50,000 円	2,000 円

人的被害（１人当たり）	配分元	
	県	市
死亡	1,000,000 円	52,000 円
重傷	100,000 円	5,000 円

※「住家被害」と「人的被害」は、重複して受給することができます。

※ 10 月 21 日時点の罹災判定に基づきます。判定が変更になった場合は、差額を配分します。

一般 保育料を減免します

問 子ども未来課
☎ 32-1404

【登園日数の日割り計算による減免】

対象　次の全てに該当する人
- 臨時休園や登園自粛要請に協力した人
- 被災などの理由で保育所を利用できなかった人

対象期間
- ７月分　７月 29 日～ 31 日
- ８月分　８月１日～ 31 日

※申請は不要。

減免割合

各対象期間内で保育所を利用できなかった日（日祝日を除く）の合計日数を 25 で割った割合

例　保育所を利用できなかった日が５日の場合
- ➡ 5 日÷ 25 ＝ 0.2
- ➡ 保育料 10,000 円× 0.2 ＝減免額 2,000 円

還付方法
- 保育料の支払いが口座振替の場合
  ➡振替口座に還付
- 保育料の支払いが納付書払いの場合
  ➡希望する口座に還付

【住家の被害の程度に応じた減免】

対象　居住していた住家の被害の程度が「準半壊」以上と判定された世帯

対象期間　９月分～令和９年８月分

減免割合
- 全壊・大規模半壊　100%
- 中規模半壊・半壊　50%
- 準半壊　30%

申請フォーム

申請方法
- オンライン
- 子ども未来課保育支援係窓口（市役所１階１番窓口）

申請期限　令和９年８月 31 日㈫

必要書類
- 申請書（窓口申請の場合のみ）
- 罹災証明書の写し
- 通帳またはキャッシュカードの写し（保育料の支払いが口座振替の場合は不要）

※すでに保育料の支払いが済んでいる場合は、保育料の振替口座または指定の口座に還付。

一般 期間延長 介護サービス利用料を免除します

問 高齢介護課
☎ 32-1406

対象

①居住する住家が「半壊」以上の被害を受けた人
②世帯の主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
③主な生計維持者が事業を廃止または休止した人
④世帯の主な生計維持者が失職し、現在収入がない人

免除期間　令和９年２月末まで

免除額　介護サービス利用料の利用者負担額（食費・居住費は除く）

※申請は不要。介護サービス施設などに申し出てください。

この号外は 11 月９日時点の情報を集約したものです。

令和８年熊本地震に関連した各種支援情報は市のホームページ、市公式 LINE で随時更新しています。

市HP　市公式LINE

【裏面にも記事を掲載しています】

- 【被災者支援総合窓口】
  場所　市役所新館１階
- 【被災者サポートダイヤル】
  ☎ 27-8002

共通事項
受付時間　①９時～ 12 時　②13 時～ 16 時
※ 11 月は土日祝日も受け付けを行います

【利用できる支援制度などを簡単検索「うき支援ナビ」】

罹災証明書の判定の結果に応じて活用できる各種支援制度などを簡単に探せる特設ページ「うき支援ナビ」を開設しています。ぜひご活用ください。

詳しくはこちら

漁業

漁業者が借り入れる
資金の利子を補給します

問 農林水産課
☎ 32-1651

地震により漁業収入の減少などの被害を受けた漁業者に対して、経営継続や生産施設復旧のために借り入れる資金の利子を補給します。

資金用途　運転資金、施設復旧資金
承認期限　令和 9 年 3 月 31 日㈬
貸付実行期限　令和 9 年 6 月 30 日㈬
貸付対象　被害を受けた水産業・水産加工業を営む個人または法人で、罹災届出証明を受けている人など

※詳しくは担当課へお問い合わせください。

まだの人はお急ぎを

令和 8 年熊本地震
災害ごみ仮置き場 11 月カレンダー

R8.11.9 現在

問 衛生環境課　☎ 32-1598

被災家屋などの災害ごみの受け入れ期間は次のとおりです。

- 旧豊野小学校跡地　**11 月 11 日㈫に終了します**
- 稲川グラウンド　**11 月 25 日㈫まで**

12 月 1 日㈫からは**公費解体事業ごみのみの受け入れ**になります。

○ 開設日
✕ 閉場日

開設場所（市内 2 カ所）
- 稲川：稲川グラウンド（小川町東小川 14 番地）
- 豊野：旧豊野小学校跡地（豊野町糸石 3016 番地）

仮置き場の開場時間
9 時～ 11 時
13 時～ 15 時

日	月	火	水	木	金	土
8 ✕	9 ○ 稲川 ○ 豊野	10 ○ 稲川 ○ 豊野	11 ○ 稲川 ○ 豊野	12 ✕	13 ○ 稲川	14 ○ 稲川
15 ✕	16 ○ 稲川	17 ○ 稲川	18 ○ 稲川	19 ✕	20 ○ 稲川	21 ○ 稲川
22 ✕	23 ✕	24 ○ 稲川	25 最終日 ○ 稲川	26 ～ 30 休止（場内整理）		

▪ 11 月 25 日㈫まで

必要書類　罹災証明書、被災証明書の原本

▪ 12 月 1 日㈫以降

受入対象　公費解体対象建物内の被災ごみ（一般の人のみ）
場所　稲川グラウンド
必要書類　令和 8 年熊本地震公費解体申請受付票

一般

地震で仕事を失った人などを対象に
企業説明会を開催します

問 地域振興課
☎ 32-1906

日時　12 月 6 日㊐ 10 時～ 16 時
場所　不知火体育館
対象
- 被災による離職者
- 一般求職者の市民

申込期限　12 月 6 日㊐ 16 時
申込方法　専用フォーム
※当日、会場での申し込みも可能

参加企業も募集中

申込期限　11 月 20 日㈮ 17 時
対象　市内、市近隣の企業（約 50 社）

市HP



農業

事前予約制　営農再開支援事業
申請を受け付けています

問 農政課
☎ 32-1641

地震で被害を受けた、農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕･再取得などを支援します。

対象　被災した農業者（農業所得申告者など）
申請場所　市役所新館 1 階 第 1 会議室
対象経費　農業用機械･施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得・撤去など
補助率
- 修繕・再取得　10 分の 9 以内
※ただし、園芸施設共済の加入対象施設（農業用ハウスなど）の補助率は 10 分の 7 以内
- 撤去　10 分の 8 以内

※相談・申請には、事前予約が必要です。予約フォームまたは電話で予約してください。

申請予約フォーム

農業

農地の小規模な被災に対して支援します

問 農林水産課
☎ 32-1651

地震により被災した農地のうち、国の補助事業の対象とならない、小規模な被害の復旧費用を支援します。

対象　被災した農地の所有者・耕作者・農家組合などの団体
申請期限　11 月 30 日㈪
対象経費　事業費が 13 万円以上 40 万円未満で被災した農地の土砂撤去、のり面復旧、石積復旧などに要した次の経費
①機械借上料（オペレーター料含む）、重機などの運搬料
※自己所有の機械は除く
②流入土砂（木竹など含む）の処分料および運搬料
③資材費（施工上、必要最小限に限る）
※家庭菜園や耕作放棄地、復旧が完了した農地の場合は対象外
補助率　事業費の 65%
※条件次第で 80% にかさ上げあり。
持参物　現地写真
※詳しくは担当課へお問い合わせください。